

県立高等学校いじめ重大事態の調査結果の概要について

幼小中教育課生徒指導・いじめ対策支援室

1 調査開始に至った経緯

2017年度に県立高等学校1年に在籍していた生徒の母親より、当該生徒が学校在籍時に関係生徒からいじめを受けて不登校になり、2学期に中退したという訴えが、2019年4月末に県教育委員会にあった。県教育委員会と学校が状況を確認していく中で、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定されている「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるととき」に該当すると判断し、2019年7月16日(火)に県教育委員会から滋賀県立学校いじめ問題調査委員会にいじめの重大事態の調査について諮問した。

2 県立学校いじめ問題調査委員会における調査結果(概要)

2020年3月24日(火)に滋賀県立学校いじめ問題調査委員会から県教育委員会にいじめの重大事態の調査結果(報告書)について答申された。以下調査結果の概要である。

(1) いじめの認定

【認定された事案】

- ① 未開封の食べ残しのパン等を鞄に入れられたこと (所属していた部活動の生徒)
- ② 自転車のサドルの前後を逆にされ、下げられたこと (所属していた部活動の生徒)
- ③ LINEグループに被害生徒になりすまして投稿されたこと (所属していた部活動の生徒)
- ④ 大げさに下がって道を空ける等避けられた可能性があること (在籍したホームルームの生徒)

【認定されなかった事案】

- ⑤ 練習中に足を踏まれ怪我をしたこと
- ⑥ USJに誘われなかったこと
- ⑦ 部活終了後下校時に遠回りをさせられたこと
- ⑧ 試合後の外食に誘われなかったこと
- ⑨ 部活動顧問によって選手選考に外されたこと (保護者から、パワハラとの訴え)

(2) いじめと不登校および中途退学の関係性

- いじめによって相当の期間の欠席を余儀なくされたものといえ、さらには、退学にまでに至った状況が存在したことが認められる。

(3) 学校の問題点

- ① いじめに関するアンケートの形骸化
- ② 保護者からの訴えに対する対応、休み始めの配慮の不足
- ③ 教員間の連携、組織対応の不足
- ④ 教育相談の機能不足
- ⑤ いじめ防止対策推進法に則った組織での情報共有や早期対応の未実施

(4) 教育委員会の課題

- ① いじめ対策や不登校対策に係る啓発活動や指導が学校現場には十分浸透していなかったこと
- ② 不登校対策におけるICT等を活用した支援を検討すること

(5) 再発防止に向けての提言

- ① 「命の教育」の視点に立った全教育活動を通しての人権教育のさらなる充実
- ② 「情報モラル教育」の一層の充実
- ③ 「生徒指導・教育相談体制」の一層の充実
- ④ いじめに関するアンケートの定期的な実施
- ⑤ 付言～本事案に関連して～
 - ・校長のマネジメントのもと、教育相談委員会での組織的な指導・支援等の方針の策定と実行
 - ・1年生の早い時期から将来の進路について考える機会の提供
 - ・教育委員会による中途退学者の実態把握と中途退学に係る有効な指導の方策の検討

3 調査結果を受けての対応

3月24日(火) 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会と県教委が被害者側に調査結果を説明した。

県教委が学校に調査結果を説明し、再発防止の取組を進めるよう指導した。

3月30日(月) 県教委が関係者に調査結果を説明した。

4月24日(金) 被害者側が意見書を提出され、県教委が知事部局に報告書・意見書を報告した。

県立高等学校いじめの重大事態の調査結果を受けての対応について

令和2年3月24日(火)に滋賀県立学校いじめ問題調査委員会から教育長に答申のあった県立高等学校におけるいじめ重大事態の調査報告書に記載されている県教委や学校の問題点、再発防止に向けての提言を踏まえて、いじめの重大事態を起こさず、生徒の命や安全を守っていくために、令和2年度以降に県教委と学校が取り組んでいくものを以下に挙げる。

◎調査報告書の提言を踏まえた県教委・学校の再発防止の取組

(1) 短期的な対応

①「命の教育」の視点に立った全教育活動を通しての人権教育のさらなる充実

<県教委>

- ・県教委主催の管理職や中堅教員、若手教員を対象にした人権教育研修を実施する。
- ・各校で開催する生徒向けの人権学習(命の教育、道徳教育)に対する指導・助言を行う。
- ・県警本部主催の「命の大切さを学ぶ教室」(交通事故被害者や犯罪被害者の遺族の講演)の運営に協力する。

<学校>

- ・県教委作成の「いじめや差別を許さない学校づくり」のリーフレットを活用して全教職員に対して人権教育の校内研修を実施する。
- ・学校の実情に応じて工夫して生徒向けの人権学習(命の教育、道徳教育)の充実を図る。

②「情報モラル教育」の一層の充実

<県教委>

- ・SNS利用などに関する情報モラルについて、生徒への指導と教職員の研修を充実させるように指導する。5月にはその実施計画の提出を求め、11月に実施状況を確認する。
- ・滋賀県スマホサミットなどPTAと連携した取組を進める。

<学校>

- ・各校の実情に応じて工夫して「生徒に対するSNSの利用など情報モラルについての学習」と「教職員に対するSNSの利用など情報モラルについての研修」を必ず実施する。特に校内研修では、県教委作成の「インターネットによる人権侵害」のリーフレットを活用して全教職員に実施する。

③「生徒指導・教育相談体制」の一層の充実

<県教委>

- ・初任者研修、中堅教諭等資質向上研修、管理職研修など県教委主催の各種研修を通じて、今回の事案の問題点を取り上げて、いじめや不登校、中途退学に対する組織対応の重要性を周知徹底する。
- ・管理職が県教委作成のリーフレットを活用して校内研修を行う際の留意事項等を示して、研修の効果が高まるようとする。

<学校>

- ・年度当初に県教委作成の「いじめ対応リーフレット」や「不登校児童生徒への対応について」のリーフレットを活用して全教職員に対して研修を行い、いじめや不登校の対応の手順について共通理解を図るとともに、生徒指導・教育相談体制の見直しを行う。
- ・管理職や担当者等がスクールカウンセラーの活用(カウンセリングだけでなく、ケース会議を実施して生徒の支援を推進する)について共通理解を図り、いじめや不登校に対して早期にスクールカウンセラーを交えてケース会議を行うように努める。

④いじめに関するアンケートの定期的な実施

<県教委>

- ・「ストップいじめアクションプラン」を各校に配布し、その中の「いじめに関するアンケートの作成・実施上の留意事項」や「いじめの対応手順」について周知徹底する。
- ・いじめアンケートの実施と合わせて面談を行い、いじめ対策委員会を開いていじめの訴えについて確認するよう指導する。また、不登校の背景にいじめがないか必ず確認するように啓発する。
- ・いじめの未然防止のために生徒会の効果的な取組を紹介し、すべての学校で生徒自身がいじめ防止の取組を行うように年度当初に管理職に周知し、年度末に調査・確認する。

<学校>

- ・「ストップいじめアクションプラン」を参考にして、生徒がよりいじめを訴えやすいようにするため、いじめに関するアンケートの内容や方法について見直しを図る。
- ・いじめに関するアンケートの実施と面談を行い、いじめ対策委員会を開いていじめの訴えについて確認し、対応を協議する。教育相談委員会でも不登校の背景にいじめがないか確認する。
- ・生徒会など生徒自身によるいじめ防止の取組が進むよう生徒の活動を促す。

⑤中途退学を防止するための効果的な取組

<県教委>

- ・管理職研修等において、弁護士やスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー等を活用しながら、管理職（特に校長）に対して法的や福祉的な視点に基づくマネジメントの方法について周知する。
- ・「キャリアパスポート」を活用したキャリア教育を行うなど将来の生き方を見据えた進路指導となるよう指導していく。

<学校>

- ・管理職がリーダーシップをとっていじめ・不登校・中途退学に対する組織的な対応や将来の生き方を見据えた考えた進路指導の在り方について改めて見直し、効果的な取組を実施する。

(2) 中期的な対応

<県教委>

- ・滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の助言も受けながら、「いじめに関するアンケート」の在り方を検討し、アンケートのひな型を示すなどして生徒がよりいじめの訴えをしやすくなるようなものにしていく。
- ・不登校と中途退学の実態把握をさらにを行い、より適切な指導・支援が行われるようにするために中途退学防止の対応マニュアル等を作成する。

(3) 長期的な対応

<県教委>

- ・スクールカウンセラー等外部専門家のさらなる活用の必要性（常駐化等）が提起されていることから、さらにスクールカウンセラーの適正配置やより効果的な活用について検討していく。
- ・長期入院生徒への対応として、令和2年度、ICT機器を活用し、教室と病院をつないだ遠隔授業の実証実験を行う予定をしている。その他、不登校の生徒等に対してもICT機器を活用した支援を検討していくことが、今後の課題である。

県立学校における重大事態発生時の対応フロー図

